

広島県告示第六百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十七年十二月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
東広島市西条町助実字浄福寺一五九六番五地 先から	東広島市西条町助実字浄福寺一五九六番五地 先まで	旧	六二・四〇 六九・一〇	一一・〇〇	
新			六〇・〇〇 六六・八〇	一一・〇〇	幅員減少 不用物件延長 一〇・〇〇 メートル

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
東広島市西条町御園字中尾山一〇〇〇番二 八地先から	東広島市西条町御園字備前迫六六五二番一 地先まで	旧	六二・四〇 六九・一〇	一一・〇〇	
新			六〇・〇〇 六六・八〇	一一・〇〇	幅員減少 不用物件延長 一〇・〇〇 メートル